

令和7年 富士見町 告示

第 150 号

富士見町週休2日工事実施要領の一部を改正する
要領をここに公布する。

令和7年9月9日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町週休2日工事実施要領の一部を改正する要領

富士見町週休2日工事実施要領（令和6年富士見町告示第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削る。

第4条第2号を削る。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間(工事事務等による不稼働期間、天災等による突発的な対応期間等をいう。)が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示する。なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間にするものとする。

第6条第2項中「「週休2日工事実施要領」」の次に「又は「長野県建築工事における週休2日工事実施要領」」を加え、同条第3項中「並びに週休2日工事の種類」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項中「前条第5項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同条第10項中「補正額については長野県の定める「週休2日工事実施要領」に準じる」を「第2項の規定は、補正額の算出について準用する」に改め、同項を同条第9項とする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日より施行する。